

資格取得支援制度について

(目的)

第1条 医療法人双寿会に勤務する職員が、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員等の国家資格または公的資格を取得するため、資格の取得または更新に必要な費用の一部を補助することを目的とする。

(対象となる資格)

第2条 対象は次の国家資格または公的資格とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 社会福祉士
- (3) 介護支援専門員（ケアマネージャー）
- (4) その他、法人が特に認めた国家資格または公的資格

(支給条件)

第2条 次の各号に該当する者に対して、選考の上補助する。

- (1) 当法人に在職中に第2条の国家試験または公的資格に合格し、資格取得後も当法人において資格を生かした職種に勤務できる者。
- (2) 当法人の在職中に第2条の資格の更新を行い、資格更新後も当法人において資格を生かした職種に勤務できる者。

(支給額)

第4条 補助額は次の各号とする

- (1) 当該の国家試験または研修受験試験の受験料および資格登録料に相当する金額
- (2) 資格更新に必要な受講料および交通費等に相当する金額

※申請時に貼付する証明写真撮影代金は対象外とする。

(補助金の申請および支給)

第5条 補助金を受けようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 第3条第1項に該当する者が提出する書類
 - ① 「資格取得（更新）補助願い」（別紙）
 - ② 合格通知書、または合格が証明できる書類
 - ③ 登録申請の具体的な内容が確認できる書類
 - ④ 免許証（取得後提出）
- (2) 第3条第2項に該当する者が提出する書類
 - ① 「資格取得（更新）補助願い」（別紙）
 - ② 更新研修等の具体的な内容が確認できる書類
 - ③ 更新修了証明書（取得後提出）

2 前項の書類を確認後、審査の上、支給を決定する。

以上